

## 令和 7 年度第 2 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和 8 年 3 月 26 日（木）

10 : 00 ～ 10 : 35

場所 エスポワールいわて 3 階特別ホール

## 令和7年度第2回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和8年3月26日(木) 10:00～10:35

2 開催場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

菅野洋樹 会長      佐々木 栄 光 委員      六本木 郁 子 委員

浅見 剛 文 委員      高 橋      聡 委員      須 川 和 紀 委員

曾 根 美 砂 委員      新 田 亮 一 委員

〔県〕

村上ふるさと振興部長    阿部理事兼ふるさと振興部副部長

安齊学事振興課総括課長    立花私学振興担当課長

向井主任主査    佐藤主任    半田主任    志和池主事

4 欠席者

西 川 温 子 委員      天 間 正 継 委員

5 署名委員

須 川 和 紀 委員      曾 根 美 砂 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

## 1 開 会

### ○安齊参事兼学事振興課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私、学事振興課の安齊でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 出席者の確認

### ○安齊参事兼学事振興課総括課長

初めに、委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は、西川委員、天間委員の2名が欠席されておられます。委員10名中8名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、村上ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

## 3 挨 拶

### ○村上ふるさと振興部長

皆さま、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました、岩手県ふるさと振興部長の村上でございます。今日はお忙しい中、また足元が悪い中、会議に御参集いただきまして、ありがとうございます。また、日頃、本県の私学振興に御支援、御協力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

県議会2月定例会が終了し、令和8年度一般会計予算が可決されましたけれども、本県の就学支援金関係予算は、約79億5千万円ということで、前年度から大幅な増額となっております。これは高校無償化に対応した経費が盛り込まれたことによるものでありまして、皆様御承知のとおり、来年度からは基本的に全ての生徒が授業料無償化となり学校に通うことができる環境になるということで、私立学校を取り巻く環境が大きく変わっております。特に、都市部では、公立学校から私立学校に生徒が大きく流れるんじゃないかといったような懸念が色々言われております。

本県の状況は、来月になってみないと実際のところわかりませんが、例えば、新聞で報道されておりましたけれども、盛岡白百合学園高等学校が共学化するということが、270名ほど入学者が3倍近くになったということも、共学化の影響だと思います。そういったことでも、令和8年度は私立学校にとって新しいスタートを切るような節目となるだろうというふうに思っております。我々としても、新しい環境に対応しながら、本県の各私立学校の取組を支援し、私立学校の充実に取り組んで参りたいというふうに思っております。委員の皆さまからも、引き続き御支援御協力賜れば幸いです。

本日の審議会ですが、各種学校の設置認可をはじめ、4件の案件を予定しております。皆様からは大局的な見地から幅広く御意見賜れば幸いです。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○安齊参事兼学事振興課総括課長

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規定第3条第1項の規定により、菅野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 4 議 事

#### (1) 議事録署名委員の指名、会議の公開

#### ○菅野会長

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号8番の須川委員さん、それから、議席番号9番の曾根委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、当審議会の会議の公開についてお諮りを申し上げます。会議は原則として公開することとしておりますので、公開したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○菅野会長

では、本審議会は公開とさせていただくことにしたいと思います。なお、本日の会議録及び資料につきましては、後日、県のホームページに掲載されますので、御承知いただければと存じます。

#### (2) 諮問事項の審議

##### 議案第1号 各種学校の設置認可について

学校法人多文化共生学園 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（盛岡市）

#### ○菅野会長

それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきます。

議案第1号、各種学校の設置認可について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○立花主幹兼私学振興担当課長

はじめに、議案第1号、各種学校の設置認可について、ご説明いたします。

資料は、資料No.1の3ページと合わせて資料No.4の1ページをお開き願います。また、各種学校の設置認可に関する審査基準につきましては、資料No.3の10ページにございますので、適宜参照願います。

今回お諮りする内容につきましては、令和7年9月に開催された今年度第1回の岩手県私立学校審議会におきまして、各種学校の「設置計画」について御了承いただいたもので、今回は、「設置認可」について御審議いただくものでございます。それでは、「多文化共生日

本語学院盛岡つなぎ校」の設置について御説明いたします。

資料№.1をご覧ください。学校名は、「多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校」であり、本申請は、盛岡市繫地内に、日本語学校を令和8年10月1日に開設しようとするものであります。校地・校舎の場所は、盛岡市繫地内であり、盛岡駅からバスで30分、盛岡つなぎ温泉バス停から徒歩5分のところにあります。今回学校を設置する土地・建物は、令和3年度末に廃校となりました繫小学校跡地を活用するものであります。

学校設置者は、今年度設立されました学校法人多文化共生学園でございます。資料№.4の2にありますとおり、令和7年6月16日に北海道庁から、学校法人設立の認可及び専修学校設置の認可を受け、令和8年4月に北海道小樽市で「おたる国際福祉・観光専修学院」の開校を予定しております。

設置の目的は、「日本語教育を通じて、学生が自国の文化に対する誇りと愛情を育み、あわせて日本文化をはじめとする他国の文化を理解し、相互の尊重と共生の精神を涵養することを目指す。さらに、社会において主体的に行動し、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」とされております。

収容定員等につきましては、設置する学科は「キャリア就職2年コース」、修業年限は2年、入学時期は4月と10月、募集定員は20人で、総定員は80人となっております。入学対象者は主に日本での就職を目指す外国の方を予定しております。

教職員数は、開設年度から専任教員5名、兼任教員3名の教員計8名、専任職員2名、兼任職員2名の職員計4名、合計12名の体制を見込んでおり、教員数の審査基準を満たすものであります。

施設の概要ですが、校地・校舎は、盛岡市が所有しておりますが、市から学校法人多文化共生学園が10年間の契約で借り受けており、前回の審議会でご指摘のありました10年後の契約更新についても市からの同意を受けているものであります。また、校舎面積は1,475㎡であり、審査基準の115.70㎡以上を満たすものであります。

次に、資料の4ページをお開きください。収支予算は、令和8年度の収入の部は、10月入学生20人分の半年分で、学生生徒等納付金収入10,100千円、附随事業・収益事業収入で3,600千円等となっております。支出の部では、人件費支出17,136千円、教育研究費支出11,682千円となっております。令和9年度の収入は、令和8年度に入学した2年制20人と、4月に入学した1年生20人の1年分の納付金に加え、10月入学の1年生20人分の半年の納付金の合計で42,700千円、支出の部では、人件費支出38,100千円、教育研究費支出33,155千円となっております。開校2年間は、定員80名に達するまでに2年ほどかかる見通しで赤字を見込んでおりますが、学校法人全体の収益で補填を予定しております。また、3年目以降から、黒字を見込んでいるものであります。

以上が本申請の概要ですが、本学校については各種学校の設置認可のほかに、文部科学大臣が定める認定日本語教育機関の申請をしており、令和8年3月末日に認定予定であると伺っております。

認定日本語教育機関の制度については、日本語教育の質の向上のため新たに創設された制度であり、令和6年4月1日から施行されております。認定日本語教育機関は、文部科学大臣によって適正な日本語教育を実施できると認められた日本語教育機関に与えられるものであり、日本語教育について一定の質が担保されたものとなります。

以上のことから、「多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校」の設置認可につきましては、県

の定める審査基準を満たしていることから、県としては認可することが適当であると考えております。

説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

#### ○菅野会長

ありがとうございました。審議の進め方ですが、最初に、ただいまの説明及び案件について、御質問等あればそれをいただき、次に、本件の取扱いについて御意見を頂戴する、そういうふうに進めてまいりたいと思います。

では最初に、本件の説明等に対しまして、御質問等あればお願いいたします。

(発言なし)

#### ○菅野会長

よろしゅうございますか。では、本件の取扱いについて御意見を賜りたいと思います。どなたか御意見のある委員さんがおられれば、御発言をお願いいたします。

#### ○佐々木委員

本日のこの会議では認可をするしないの範囲ということと思われますけれども、認定校としての認定の見通しというのは、ある程度、3月末までに認定される見通しというところを、お伺いしたいと思います。

#### ○立花主幹兼私学振興担当課長

日本語教育機関の認定につきましては、正直、見込みは、特にどちらかに傾いているというようなことはお聞きしておりません。仮に、日本語教育機関の認定が不認可、または取り下げというふうになった場合は、設置者からは開校時期を延期するかもしれないということは聞いております。設置認可においては、留学の在留資格を生徒が取得できなくなってしまうので、海外からの留学生が、受け入れできなくなるということになりますので、そうしますと定員確保の見通し及び学校の収支見込みについて見直すことになってきますので、そのときには設置者も、開校時期を延期するかもしれないというふうに聞いているところでございます。

なお、各種学校の設置認可にあたりましては設置の要件を満たしていれば認可して問題ありませんけれども、仮に、今ご指摘ありました通り、日本語教育機関の認定が不認定になった場合には、設置者との協議を考えております。その際には、学校設置認可申請の取り下げということも選択肢の中に含めた上で、設置者と協議して参ります。

#### ○安齊参事兼学事振興課総括課長

少し補足させていただきます。各種学校の認可基準と、日本語教育機関、文科省に申請している認可基準と、基準が違います。

今回、県の方で認可するしないのところは、各種学校の認可基準でございまして、これについては施設規模、教員の配置基準等々ございますが、これについては十分、満たされている状況でございます。

文科省の日本語教育認定機関については、さらにその教育に当たる教員の資質であったり、そういったところまで、詳しく見られるものでございまして、昨年度、一度、認可に至らず取り下げているという経緯がございます。

認可自体は、それぞれ独立してございますので、それぞれの判断なんですけど、先ほどご説明申し上げた通り、この日本語教育認定機関、これを取得しないと、在留資格が取れないということになりますので、結果として、生徒が来れないというような事態に陥る可能性があるというところでございます。

並行してというところでございますが、本日のこの審議会におきましては、各種学校としての御判断をいただき、併せて、文科省からの認定の時期がいつになるかはまだ判明していないところでございますので、それを踏まえた上で、県の方で、各種学校の審議会での御意見と、日本語教育認定機関としての文科省の認定状況、それらを総合的に踏まえて、最終的な認定の判断、許認可の判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。その際にその方向性が変わるようであれば、もちろん、委員の皆様にお知らせしたいと思います。

#### ○菅野会長

ありがとうございます。他に何か御意見ございますでしょうか。

#### ○浅見委員

地域の受けとめ方というか、少数意見等も含めて、教えていただければと思います。

#### ○安齊参事兼学事振興課総括課長

こちらの学校を設置する、これまでの経緯でございますけれども、地域とも共同して、この日本語学校の設置に向けてですね、協議をしてきたというところでございます。

令和6年3月に、盛岡市において、繫小学校跡地を活用する事業の公募を行いまして、この日本語学校設置事業が選定されたところでございますが、その後、市、また地域の繫地区振興福祉協議会と一緒にですね、協議を、どういう学校にしていくのか、その地域との連携、協働についてどうしていくのかというところの協議を、まさに重ねてございまして、令和7年1月30日には、その繫小学校跡地活用の推進に関する協定書、こちらを締結し、学校の運営に協力していきましょうというような体制を整えているところでございます。

今後学校におきましては、その受け入れた生徒が生活していく中で、繫地区の地域の方々、また近隣の企業等の連携・交流を進めながら、受け入れであったり、定着であったり、そういったところもあわせて進めていくというようなことで、共同して進めているところでございます。

#### ○菅野会長

ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。

(発言なし)

#### ○菅野会長

では、本件についての取り扱いについてお諮りを申し上げたいと思います。本件については、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○菅野会長

御異議がないようですので、議案第1号「各種学校の設置認可について」、認可を適当とする旨、答申することといたします。

議案第2号 学校の廃止認可について

学校法人太田学園 ふじみ幼稚園（盛岡市）

議案第3号 学校の廃止認可について

学校法人湯本学園 ゆもと幼稚園（花巻市）

#### ○菅野会長

次に、議案第2号及び議案第3号、学校の廃止認可については、関連する諮問事項とのものでありますので、一括して審議をさせていただきます。議案第2号及び議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○立花主幹兼私学振興担当課長

議案第2号及び議案第3号について、2件とも幼稚園についてでございますので、一括して説明いたします。盛岡市の「ふじみ幼稚園」及び花巻市の「ゆもと幼稚園」の「学校廃止認可申請」についてでございます。資料No. 1の5ページ及び6ページを御覧ください。

幼稚園を廃止することについて、学校教育法第4条第1項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

廃止の理由でございますが、それぞれの幼稚園を、令和8年4月1日から「幼保連携型認定こども園に移行」するため、学校教育法における「幼稚園」については「廃止」することから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和8年3月31日でございます。

なお、在園している園児につきましては、令和7年度末で卒園する園児を除き、いずれも、新設される幼保連携型認定こども園において、引き続き在籍する予定です。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ引き続き雇用される予定です。

最後に、園地・園舎の取扱いでございますが、いずれも、新設される幼保連携型認定こども園の園地・園舎として、引き続き使用される予定とされております。

以上のことから、「ふじみ幼稚園」及び「ゆもと幼稚園」に係る「学校の廃止認可」申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。

#### ○菅野会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、次に、本件の取り扱いについて、御意見等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり、認可を相当とする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第2号及び議案第3号「学校の廃止認可について」、認可を相当とする旨、答申することといたします。

議案第4号 学校の廃止認可について

学校法人盛岡市医師会 盛岡市医師会附属准看護学院（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第4号、学校の廃止認可について審議をいたします。議案第4号について、事務局から説明をお願いいたします。

○立花主幹兼私学振興担当課長

議案第4号「盛岡市医師会附属盛岡准看護学院」の「学校の廃止認可申請」について御説明します。資料No.1の7ページをお開き願います。

各種学校を廃止することについて、学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、認可申請がされたものであります。

廃止の理由になりますが、少子化の進行、四年制大学進学志向の高まりなどを背景に、生徒数が減少し、運営を継続することが困難になったというものであります。

廃止の時期は、令和8年3月31日とするものです。

在学する生徒につきましては、令和7年度末をもって、全員が卒業するものです。

教職員につきましては、他施設に就職又は一般社団法人盛岡市医師会において継続雇用される予定です。

校地、校舎につきましては、一般社団法人盛岡市医師会が設置する「盛岡高等看護学院」の校舎として引き続き使用される予定とされております。

以上により、「盛岡市医師会附属盛岡准看護学院」に係る「学校の廃止認可申請」につきましては、認可相当と考えるものでございます。説明は以上でございます。

○菅野会長

ただいまの説明に対しまして、御質問等あればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特になければ、本件の取り扱いについて、御意見等あればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

それではお諮りさせていただきます。議案第4号について、原案のとおり、認可を適当とする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第4号「学校の廃止認可について」、認可を適当とする旨、答申することといたします

(3) 報告事項

報告事項1 令和7年第1回私立学校審議会における諮問事項について

○菅野会長

次に、報告事項に入らせていただきます。報告事項1「令和7年度第1回私立学校審議会における諮問事項について」、事務局から報告をお願いいたします。

○立花主幹兼私学振興担当課長

お手元の報告事項資料の1ページをお開き願います。令和7年度第1回私立学校審議会における協議事項についてでございます。

令和7年9月18日に開催された令和7年度第1回審議会におきまして、御審議いただいた1～3の案件について、1の案件については、資料に記載の理由により認可しないことを決定し、学校法人宛て通知いたしました。また、2～3の案件については、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたので、御報告いたします。

○菅野会長

ただいまの報告に対しまして、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

## ○菅野会長

特になければ、本件の取り扱いについて、何か御意見等あればお願いします。

(発言なし)

## ○菅野会長

特にないようであれば、報告事項1については以上とさせていただきます。

### 報告事項2 令和7年度北海道・東北・新潟県私立学校協議会について

## ○菅野会長

次に、報告事項2「令和7年度北海道・東北・新潟県私立学校協議会について」、事務局から報告をお願いいたします。

## ○立花主幹兼私学振興担当課長

お手元の報告事項資料の2ページをお開き願います。令和7年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について、でございます。この協議会は、全国私立学校審議会連合会の各地域ブロックごとに置かれている支部の協議会であります。

全国私立学校審議会連合会は、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることにより、各私立学校審議会の運営を円滑にし、もって私学教育の振興と健全な発達を期することを目的として、昭和25年に設立されたものでございます。

事業としては、私立学校審議会の在り方及び運営についての研究協議、諸法令基準に関する研究、各都道府県私立学校審議会相互の情報交換、委員功労者に対する表彰などを行っているものであります。

北海道・東北支部の協議会につきましては、本年度は青森県で開催の予定でありましたが、各道県の意向を踏まえ、昨年度と同様に書面開催とし、各道県から提出された議題について、書面で回答する形で実施いたしました。

議題は、3に記載のとおりでございます。それぞれの概要であります。 (1)の「通信制私立高等学校の新設に係る、収容人数の設定の妥当性について」は、通信制私立高等学校の設置認可申請において、収容人数が基準を満たしているが、過大又は過少と判断されかねない設定が行われることが考えられるとして、秋田県から提案があり、各道県における独自基準や、申請者に別に求める説明・書類等があるか情報交換を行ったものです。

(2)の「私立学校法第6条に基づき、各法人に報告を求める事項とその目的・活用法について」は、秋田県から提案があり、同法第6条において、私立学校法に対して求めることができる、教育の調査、統計その他に関して必要な報告書の提出について、その学校の実態把握や、指導・指摘事項の早期発見につなげるために、私立学校に対してどのような報告事項を求めているか、また、それを明文規定により明らかにしているか、他道県と情報交換を行ったものです。

(3)の「学校設置認可等の際の予算見込書の審査について」は、審議会委員に会計関係者がいないため、会計の審査を行政の職員が担当している山形県から提案があり、会計の審査が手薄となっていることから、収支予算書等の会計書類の審査をどのような観点から行

っているか、他道県と情報交換を行ったものです。

（４）の「通信制高校の通信教育連携協力施設に係る独自認可基準及び運営状況の点検調査の方法について」は、通信制の私立高校の通信教育連携協力施設は、特に県外にある場合、所轄庁においても教育内容の実態把握が課題であるという認識から、新潟県から提案があり、国の基準例に加え独自に審査基準を設けているか、また、認可後の点検調査をどのような方法で実施しているか、他道県と情報交換を行ったものです。

（５）の「準学校法人設立及び専修学校設置認可申請に係る資金収支等確認書類の審査について」は、少子化や大学進学者数の増加により、同学校の生徒数の確保が難しくなっていることから、その見込生徒数を基に作成された収支予算書の授業料収入等の審査が難しいことを理由として、青森県から提案があり、資金収支等の確認のための審査方法や、独自の審査基準や指針等について、他道県と情報交換を行ったものです。

説明は、以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問等ございますでしょうか。

（発言なし）

○菅野会長

特になければ、報告事項については以上とさせていただきます。

（５）その他

○菅野会長

次にその他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○立花主幹兼私学振興担当課長

用意ございません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

（発言なし）

５ 閉 会

○菅野会長

特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。  
御協力をいただきまして大変ありがとうございました。